



鳥取県公報

平成 19 年 10 月 2 日 (火)
第 7 9 2 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	貸付金の元利償還金の徴収及び収納の事務の委託 (832) (税務課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (833) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (834~837) (森林保全課) 2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (5 件) (森林保全課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (集中業務課) 13
	一般競争入札の実施 (水産課) 15

告 示

鳥取県告示第 832 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

山陰債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県母子福祉資金貸付金(昭和 60 年度貸付決定番号第 A21559 号、平成 2 年度貸付決定番号第 A21840 号、平成 4 年度貸付決定番号第 A11539 号、平成 5 年度貸付決定番号第 A11553 号及び平成 14 年度貸付決定番号第 A11713 号に係るものに限る。)

3 委託年月日

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県告示第 833 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を平成 19 年 9 月 27 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 834 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福井字中江 1714 から 1718 まで、1726 の 1、1726 の 2、1726 の 4 から 1726 の 7 まで、1726 の 9 から 1726 の 67 まで、字花田谷 1758 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市大畑字居村21の1、21の2、23、25の1、35、字北谷498の2、字寺谷648の1（次の図に示す部分に限る。）、字池ノ谷760、字五輪谷765の15、765の16、字土休ミ768の2、字梨子木谷774の2、字鴻ノ巣776の2、776の3、字蕪石784の2、784の3、字山王谷ノ二805、字村中900の2、金沢字村土居320の1、字大成524の1、字榎谷山分620、字上ノ谷西平627の2、字大鳴山分648、657、字村土居山分660から662まで、字坂津山分683の2、683の3、松原字一最谷469、字東前田549の3、551の1（次の図に示す部分に限る。）、福井字松ヶ前1398の4、字長谷1700の3から1700の7まで、1700の9、字蕨谷1705の2、1705の51から1705の59まで、字宮ノ谷1862の2、字寺谷ノ一1906の1、1906の2、字寺谷ノ二1913の2、字美竜寺1966の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 835 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字清見1109

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字塚向1119の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 836 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字栗谷1016、1019、字松ノ木1026、1028、字横目谷1037の2、1037の4、1038の4、字高畔1042の3、1042の4、1043の3、1044の3、1044の4、字蛇谷1047の11、字西大荷具1091の2、1091の4、1091の5、字大平ル平ラ1102の1、字金糞谷1111、字足谷1112の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 837 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字八橋字長坂3444の4、字箕ヶ平3455の22、3455の25、3455の27、3455の28、3455の31、3455の32、字陣配坂ノ前3459の7、字陣配坂3461の3、字岩船山3464の1・3464の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3464の3、3464の4、3464の6、3464の7、3464の21、3464の22、3464の29（次の図に示す部分に限る。）、3464の36、3464の37、3464の67、3464の68、3464の91、3464の92、字蛇抜谷3471の1、字上大平ル3472の1（次の図に示す部分に限る。）、3472の10、3472の17、3472の20、3472の49、3472の50、3472の52、字大谷上ミ坂3474の13、3474の14、3474の15（次の図に示す部分に限る。）、3474の48、3474の83

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長坂3444の4・字岩船山3464の1・3464の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3464の3、3464の4、3464の6、3464の7、3464の21、3464の22（次の図に示す部分に限る。）、3464の36・3464の37（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3464の67、3464の68（次の図に示す部分に限る。）、3464の91、3464の92

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成19年9月11日付鳥取県告示第765号）の内容
(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

伊田 熊蔵	倉吉市富海字狼谷 1002 の 2
-------	-------------------

伊田 直行	〃
伊田 貞一	〃
下吉 しま	〃
河本 春市	〃
岩田 政雄	〃
金丸栄太郎	〃
高見貞次郎	〃
高見米太郎	〃
高田 勇吉	〃
高田世太郎	〃
高田清太郎	〃
高田仙太郎	〃
山本 好治	〃
山本 浅蔵	〃
山本伝九郎	〃
市村 宗一	〃
市村 秀吉	〃
市村 正	〃
市村 石蔵	〃
市村 尊義	〃
市村 稔	〃
市村たけ子	〃
市村啓太郎	〃
市村新次郎	〃
松山 宇一	〃
松山貞太郎	〃
松田 芳蔵	〃
松島幸次郎	〃
松嶋 留蔵	〃
上山 岩松	〃
上山 直平	〃
上林 一行	〃
上林 清温	〃

上林長太郎	〃
森 為蔵	〃
森 光美	〃
森 高国	〃
森 敏光	〃
森 友則	〃
森石 秀春	〃
森石 増市	〃
森本 肇	〃
森本 利平	〃
森本左武郎	〃
森本千代松	〃
前田治三郎	〃
竹内 年蔵	〃
竹内喜代治	〃
中川 伝蔵	〃
田中弥三郎	〃
浜田 熊治	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

丸山 斉	倉吉市富海字赤岩 945 の 5
吉信 利一	〃
戸崎 友市	〃
石坂 菅子	〃
大田 昭子	〃
仲村 盛敬	〃

長尾 淳晤	〃
藤原 法	〃
涌島 忠雄	〃
涌島くめの	〃
丸山 齊	倉吉市富海字赤岩 945 の 6
吉信 利一	〃
戸崎 友市	〃
石坂 菅子	〃
大田 昭子	〃
仲村 盛敬	〃
長尾 淳晤	〃
藤原 法	〃
涌島 忠雄	〃
涌島くめの	〃
和泉 与吉	倉吉市富海字長谷田平ラ 965
島田 三郎	倉吉市富海字勝負谷 970 の 1
有限会社 長石商店	倉吉市富海字勝負谷 970 の 3
和泉 与吉	倉吉市富海字神坂谷 983 の 1
和泉 興吉	倉吉市富海字神坂谷 983 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 11 日付鳥取県告示第 766 号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福本生産森林組合	東伯郡三朝町大字福本字ツムギ 4 の 6
〃	東伯郡三朝町大字福本字家ノ向 146 の 2
〃	東伯郡三朝町大字福本字家ノ向 146 の 6

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 11 日付鳥取県告示第 767 号）の内容

(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山 根 源	東伯郡三朝町大字福本字ツムギ 2 の 35
福 本 生 産 森 林 組 合	東伯郡三朝町大字福本字ツムギ 2 の 36

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

三田ミナト機 工 株 式 会 社	東伯郡三朝町大字下畑字鹿部谷 727 の 14
---------------------	-------------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

米田勝五郎	東伯郡三朝町大字下畑字滝坂 668 の 2
-------	-----------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 9 月 14 日付鳥取県告示第 776 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

古林ますこ	倉吉市倅谷字モラガ畑 375 の 1
治郎丸 操	〃
治郎丸一恵	〃
治郎丸公明	〃
治郎丸和夫	〃
南城 百蔵	〃
野島 初蔵	〃
野嶋 晶	〃
野嶋 信男	〃
野嶋 宣一	〃
宮地 長蔵	倉吉市倅谷字モラガ畑 375 の 44
熊谷 清人	〃
森 義雄	〃
西本 重憲	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 9 月 14 日付鳥取県告示第 777 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

村上国次郎	東伯郡三朝町大字横手字向フ谷 340
山口 岩野	東伯郡三朝町大字横手字向フ谷 354
山口 直義	東伯郡三朝町大字横手字向フ谷 355

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

排水ポンプ車 1 台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 20 年 3 月 31 日（月）

(4) 納入場所

米子市柗町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所

(5) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札によること。

契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の車両に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 10 月 16 日（火）午後 5 時までに 4 の（1）の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 19 年 10 月 2 日（火）から同年 11 月 12 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成 19 年 10 月 2 日（火）から同月 23 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65738>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 19 年 10 月 2 日（火）から同月 23 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 10 月 10 日（水）午後 2 時

鳥取県庁第 1 会議室（鳥取県庁本庁舎地下）

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時等

ア 入札日時

平成 19 年 11 月 5 日（月）午前 11 時から同月 12 日（月）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月 9 日（金）午後 5 時までとする。）

イ 開札日時

平成 19 年 11 月 12 日（月）午後 1 時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 10 月 23 日（火）午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)で定める入札金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(5)で定める契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Drain pump car

(2) October 23, 2007 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 12, 2007 Noon : Time-limit for submission of tenders

November 9, 2007 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 売払物件の内容

(1) 売払物件の名称及び数量

元鳥取県漁業試験船「第二鳥取丸」 1 隻

(2) 売払物件の概要

- ア 船質 全軽合金
- イ 船型 V型軽構造
- ウ 総重量 10トン
- エ 主要寸法 12.5メートル（長さ）×3.6メートル（幅）×1.19メートル（深さ）
- オ 航海速力 20ノット
- カ 定員 10名
- キ 主機関 立型水冷4サイクル直接噴射式過給機付ディーゼル機関
三菱重工 S6M3-MTK 380馬力/2,300回転毎分 2基
- ク 建造所 有限会社小林造船所
- ケ 取得年月日 平成2年12月7日
- コ 船舶検査証書有効期限 平成20年12月10日

(3) 引渡期限

売払代金が完納された日から5日以内

(4) 引渡場所

東伯郡湯梨浜町大字泊 泊港岸壁

(5) 引渡方法

落札者が引渡場所において、引渡期日から14日以内に運び出すこととする。

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19年10月2日（火）から同年11月1日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県栽培漁業センター

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒689-0602 東伯郡湯梨浜町大字石脇1166

鳥取県栽培漁業センター

電話 0858-34-3321

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年10月2日（火）から同月29日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。なお、郵送による交付を希望する者は、140円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 売払物件の下見

売払物件の下見を希望する者は、その旨を申し出た上で、1の(4)の場所において平成19年10月31日（水）まで下見することができる。

- (5) 郵便等による入札
不可とする。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所
平成19年11月1日(木) 午後1時30分
鳥取県栽培漁業センター会議室
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年10月24日(水)午後5時30分までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認めるとき。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
ただし、会計規則第112条第2項第6号の規定により、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除する場合がある。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法
契約書の作成を要し、契約締結後、県が指定する期日までに売買代金の全額を納入しなければならない。
- (4) 引渡し
落札者は、当該売払物件を1の(3)の引渡期限までに1の(4)の引渡場所で確実に引き取り、引渡期日から14日以内に運び出さなければならない。
- (5) 落札者の決定方法
この公告に示した物件を購入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他

詳細は、入札説明書による。